1 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

【ポイント】

- ▶自立と社会参加を見据えて
- ▶就学先決定のプロセス

(1) 自立と社会参加を見据えて

○ 学びの場等の判断・決定に当たって

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・ 決定に当たっては、障がいのある子どもの障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行う のではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等 を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

○ 教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる場に

自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、 市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。

(2) 就学先決定のプロセス

○ 障がいのある子どもの就学先決定の流れ

就学先決定の仕組みにおいては、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定することとなります。その際、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、就学先決定のプロセスをたどっていくこととなりますが、特に市町村教育委員会は教育支援委員会等の事務局として、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが求められます。

○ 就学先を判断していく時の留意事項

るように地域の環境整備をしていく視点が必要です。

障害者基本法第16条「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、」について追求していくために、教育的ニーズにおける特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容を把握し、学びの場における提供可能な合理的配慮等を検討し、総合的に学びの場を検討していくことが大切です。留意すべき事として、障がいの状態だけで判断しないようにする事が大切になります。市町村教育委員会は、各地域にある特別支援学校のセンター的機能等を活用したり、特別支援教育センターや県教育委員会に助言を求めたりするなど、子どもたちが共に教育を受けられ

障害のある児童生徒の就学先決定について(手続の流れ) 10/31 11/30 1/31 時期 4/1 まで まで まで 市町村教委 県教委 在籍校と教育委員会が連携 大学期日等の通知 特別支援学校への 特別支援学校 就学に関 専門 教育的二— の整備の状況地域における教育の体制教育上必要な支援の内容 就学 早期からの就学に関する事前の教育相談 障害の状態 (教育支援委員会等) 該当 市区 他の事情での事情 する事前 保護者等の意見聴取・ 明会、 町 令第22条の3、 ズの整理・必要な支援内容の検討 就学時健康診断 村教育委員会による総合的 学齢簿の 合意形成と就学先決定 者の意見 学校見学や体験 の相談・支援 した学び 小 作成 通常の学級、中学校等 第756通知 入学期日等の! 小学校等への (→保護者 0 意向確認 ※令第22条の3は、 場 特別支援学校就学の 0 ための必要条件であ 通級による指導、 変更※ るとともに総合的判断 の際の判断基準の一つ な 判 通 知 ※就学先決定 特別支援学級 後も柔軟に就 学先を見直し 本人・保護者の意見を最大限尊重(可能な限りその意向を尊 ていく し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行う (総合的判断) ことを原則とし、最終的に市町村教育委員会が就学先を決定 情報の引継ぎ/個別の教育支援計画の作成・活用